

焼却検証試験（平成 26 年認定の処理条件）の結果について

平成 26 年 08 月 26 日

神戸環境クリエート株式会社

弊社は、平成 24 年 6 月より微量 PCB の無害化処理事業を開始し、これまでに 3,200kL 近くの PCB 汚染絶縁油を処理して参りました。

近年、廃ウエスやトランス内部部材などの固型 PCB 汚染物についても、その早急な無害化処理が求められていることから、平成 26 年 2 月に新たな大臣認定を取得し、ウエスなどの固型 PCB 汚染物の無害化処理を可能としました。さらに、PCB 廃油や PCB 汚染物を一時保管していたドラム缶についても、その無害化処理の要望が非常に多いことから、空ドラム缶の圧縮設備を新規導入し、PCB 汚染空ドラム缶の無害化処理も可能としました。

この度、これら新認定における無害化処理条件において、PCB の無害化が確実に行われていることを確認するため、環境省および神戸市の指導の下、焼却検証試験を実施いたしました。

7 月 3 日および 4 日に、認定された処理量（PCB 廃油 375 リットル/時間、および PCB 汚染物 62.5kg/時間）で、これら低濃度 PCB 廃棄物を無害化処理いたしました。その結果、「燃焼室のガス温度が 850℃を下回らないこと」「燃え殻、ばいじんから PCB が溶出しないこと」「ドラム缶に PCB が残存していないこと」「排ガス中のダイオキシン類が自主基準値を下回っていること」など、確認すべき項目の全てにおいて基準を満足しており、PCB の無害化が安定的に行われていることを確認いたしました。

今後も、炉の運転管理や環境監視を徹底し、安全かつ確実な PCB 無害化処理に努めます。